

工事請負入札参加有資格者の方へ

大 阪 市

予定価格に対する入札参加者からの質問期間の設定について

大阪市が発注する工事請負契約において、入札の透明性及び公正性を確保するため、下記のとおり、電子入札の手続において入札参加者から予定価格（予定価格の算出の根拠となる積算内容）の疑義に関する質問期間の設定の詳細内容についてお知らせします。

記

1 対象案件

大阪市が電子入札システムにより入札手続を行う工事

2 質問ができる者

質問を行おうとする入札案件について入札書を提出した者（入札参加者）

3 手続の概要（別紙イメージ参照）

- ・開札後いったん審査順位（または入札結果）と予定価格の公開を保留し、当該案件に入札書を提出した全ての入札参加者に対して予定価格を通知し、入札参加者からの質問を受付けます。
- ・質問期間終了後質問がなかったときはその翌日に、質問があったときは回答掲載の翌日に審査順位（または入札結果）と予定価格を公表し、落札候補者の入札参加資格審査（または落札決定）等を行い、入札契約手続を続けます。
- ・質問は電子入札システムに登録することで行えます。回答は電子入札システムに掲載し、当該案件の入札参加者が閲覧できるようにします。
- ・質問の受付期間は、予定価格の通知した時点から、その2日後（本市における執務の休日を除く。以下同じ。）の午後5時までです。
- ・質問期間終了後の翌日から起算して3日後の午前10時をめぐりに回答を掲載しますが、やむをえない場合は、回答期日を延期します。

4 運用のポイント

- ・当該案件の入札参加者以外の方は、質問できません。また、回答は当該案件の入札参加者に対して行います。なお、落札決定後には質問した者の名称も閲覧に供します。
- ・質問により積算内容等の誤りが判明するなど当該入札事務を続行することが適当でないと認められるときは、当該案件の入札は取止めます。
- ・予定価格の質問期間の手続き後に積算誤りが判明した場合は、原則として入札手続を続行し必要な修正を行います。

5 施行時期

この運用は、平成31年1月1日以降に発注（公告）する案件から施行します。

別紙

予定価格に対する質問期間の導入に伴う落札決定日の変動について（事後審査型制限付一般競争入札）

		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目				
		2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12
従来	落札候補者に通知 審査順位の開札																
	事後審査資料の提出期限																
予定価格質問期間の導入	質問なしの場合	予定価格の開札	予定価格の質問受付	質問期間	予定価格の質問期間終了	落札候補者に通知 審査順位の開札	事後審査資料の提出期限	事後審査期間						落札決定			
	質問ありの場合	予定価格の開札	予定価格の質問受付	質問期間	予定価格の質問期間終了	回答期間	予定価格質問への回答	落札候補者に通知 審査順位の開札	事後審査資料の提出期限	事後審査期間							

※ 1 平成31年2月25日に開札した場合の標準日程